

沖縄労働局発表
令和元年11月27日

担当	沖縄労働局 雇用環境・均等室 室長 加藤 明子 室長 補佐 比嘉 信和 電話：098（868）4380
----	--

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！ ～ハラスメント特別相談窓口開設、職場におけるハラスメント対策説明会開催～

沖縄労働局（局長 ^{ふくみめぐむ} 福味 恵）では、年末に向けて業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場におけるハラスメントのない社会の実現に向けて機運を醸成するとともに、企業や働く方々が職場におけるハラスメント防止の必要性等の理解を深め、企業においては防止対策が講じられるよう、広報活動等を展開します。

職場におけるハラスメントが与える影響は深刻です。職場は人生の中で多くの時間を過ごす場所であり、さまざまな人間関係を結ぶ場でもあります。

ハラスメントは、働く人の個人の尊厳を不当に傷つける許されない行為であることはもとより、働く人が能力を十分発揮することの妨げや、心の健康の悪化につながり、企業にとっても貴重な人材の損失、業績悪化につながる恐れがあるほか、社会的信用の低下につながりかねません。

平成30年度の沖縄労働局管内のハラスメント関係の相談は、779件（平成29年度662件）となっており、近年増加傾向を呈しています。

また、パワーハラスメント防止対策の法制化やセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等を内容とする女性活躍推進等改正法が本年6月に公布され（詳細は資料2）、ハラスメント対策の一層の理解と対策の取組みが必要となっています。

このようなことから、沖縄労働局では、以下の取組等を実施します。

- 職場のハラスメント撲滅月間における集中的な周知活動
- 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置（詳細は次ページ及び資料3）
- 「職場におけるハラスメント対策説明会」の開催（詳細は次ページ及び資料5）

添付資料1…月間資料「ハラスメントのない快適な職場環境をみんなで作りましょう！」

添付資料2…「パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！」

添付資料3…「ハラスメント対応特別相談窓口」

添付資料4…「ハラスメント悩み相談室」

添付資料5…「職場におけるハラスメント対策説明会」（「働き方改革説明会」）

1 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置

職場のセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等の相談を、窓口、電話にて受け付けます。

日時：令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）午前8時30分～午後5時15分
※土日祝日、正午～午後1時を除く

場所：沖縄労働局雇用環境・均等室

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

電話：（098）868-4380

※特別相談窓口の開設期間以外でも相談を受け付けています。

※詳細は、資料3をご覧ください。

なお、夜間や土日の電話相談及びメール相談は、

「ハラスメント悩み相談室」（厚生労働省委託事業）（添付資料4）にご相談をお願いします。

2 「職場におけるハラスメント対策説明会」の開催

働き方改革関連法の説明を併せて行う予定です。

地区	日時		会場	定員（対象）
中・南部地区	令和元年12月10日（火）	10:00～12:00	那覇第2地方合同庁舎1号館 2階大会議室 （那覇市おもろまち2-1-1）	100名 （人事・労務 担当者等）
		14:00～16:00	〃	〃
	令和元年12月17日（火）	10:00～12:00	〃	〃
		14:00～16:00	〃	〃
	令和元年12月18日（水）	10:00～12:00	〃	〃
		14:00～16:00	〃	〃
北部地区	令和元年12月11日（水）	14:00～16:00	沖縄県北部合同庁舎2階講堂 （名護市大南1-13-11）	〃
宮古地区	令和元年12月13日（金）	14:00～16:00	沖縄県宮古合同庁舎2階講堂 （宮古島市平良字西里1125）	〃
八重山地区	令和元年12月20日（金）	14:00～16:00	沖縄県八重山合同庁舎2階大 会議室 （石垣市真栄里438-1）	〃

※申込み方法等詳細は、資料5をご覧ください。

ハラスメントのない 快適な職場環境を みんなで作りましょう!



12月は職場のハラスメント撲滅月間です。



ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません。

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※ セクハラ等は行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます**
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、
公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。
中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
※改正法は令和元年6月5日に公布。

お問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
電話番号：098-868-4380
住所：那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しています。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索

- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場でのハラスメントでお悩みの方へ

検索



厚生労働省 沖縄労働局 雇用環境・均等室

沖縄労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の
相談窓口相談したら
「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」と何
度も言われ、精神的に非常に苦
痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗
に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関
するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休
業・介護休業等に関するハラスメ
ントの防止措置は、会社としてな
にをする必要があるんだろう。
パワハラも対策に含めた方がよい
のだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食
事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、
身体への不必要な接触など、意に反する性
的な言動が行われ、拒否したことで不利益
を受けたり、職場の環境が不快なものとな
ることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地
位や人間関係などの職場内での優位性を
背景に、業務の適正な範囲を超えて、精
神的・身体的苦痛を与えられたり、職場
環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が
行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といっ
た行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上
司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、
均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

沖縄労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

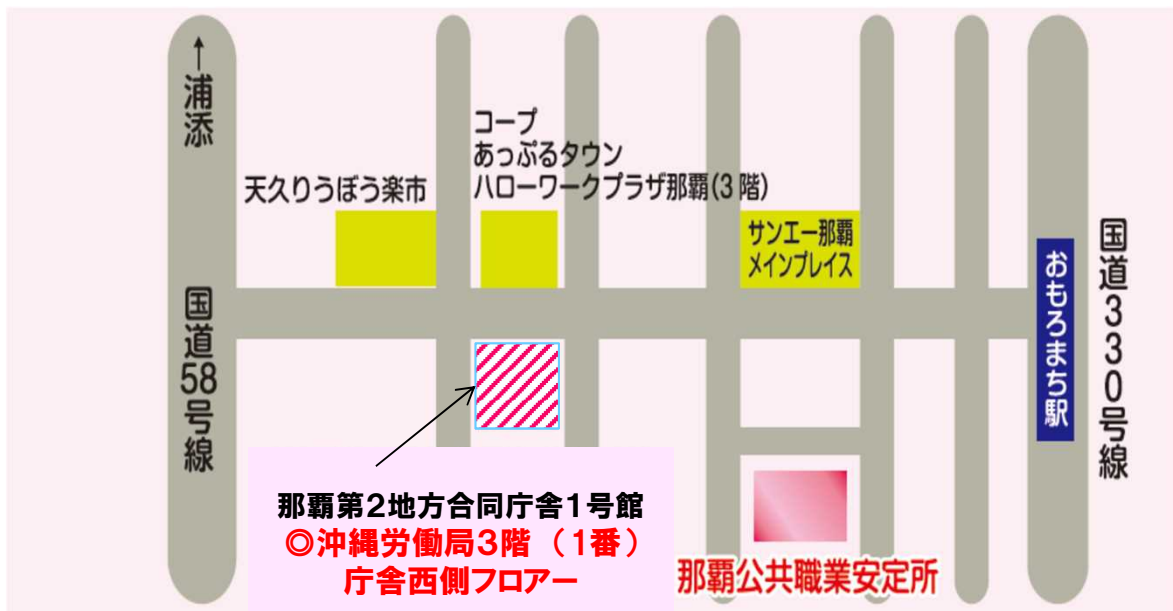
沖縄労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

- 受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

- 雇用環境・均等室 電話番号：098-868-4380

住所：那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階



職場でのハラスメントに悩んでいませんか？

ハラスメント 悩み相談室

6/17^月
受付開始

相談
無料

マタハラ等
妊娠・出産・
育児休業・
介護休業等に関する
ハラスメント

セクハラ
セクシュアル
ハラスメント

パワハラ
パワー
ハラスメント



電話相談



ナ イ ヨ ハ ラ ス
0120-714-864

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



メール相談

●受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

●メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

24時間受付・5営業日以内に返信予定。パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。



(委託運営)

専用Webサイト

ハラスメント悩み相談室

検索



れっく LEC 東京リーガルマインド

職場におけるハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください！

例えば、このようなことで
お困りではありませんか？



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代替りの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門家が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは？
- 必要があれば関係機関をご案内 など



事業主の皆さまへ

働き方改革関連法等説明会開催！

働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行されています。

また、女性活躍に関する行動計画の策定義務の対象拡大やパワーハラスメントの法制化等を内容とする女性活躍推進法等の改正法が令和元年6月に公布されました。

事業主の皆様が、改正法への御理解を深めていただくため、下記のとおり説明会を開催します。

○対象者：事業主又は企業の人事労務担当の方

※参加無料 **裏面の申込書**にて申込み、先着順で定員になり次第終了。

日程	時間	場所	定員
令和元年12月10日(火)	10:00～12:00	【中南部会場】 那覇第2地方合同庁舎1号館 2階共用大会議室 〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号	100名
	14:00～16:00		100名
令和元年12月17日(火)	10:00～12:00		100名
	14:00～16:00		100名
令和元年12月18日(水)	10:00～12:00		100名
	14:00～16:00		100名
令和元年12月11日(水)	14:00～16:00	【北部会場】 沖縄県北部合同庁舎 2階大会議室 〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号	100名
令和元年12月13日(金)	14:00～16:00	【宮古会場】 沖縄県宮古合同庁舎 2階講堂 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125	100名
令和元年12月20日(金)	14:00～16:00	【八重山会場】 沖縄県八重山合同庁舎 2階大会議室 〒907-0002 石垣市真栄里438-1	100名



ハラスメント
NO

説明会の内容



(1) 働き方改革関連法について

- ① 労働基準法関係等(時間外労働の上限規制等)について
- ② 正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消について

(2) 女性活躍推進法の改正・パワーハラスメントの法制化等について



お問い合わせは、沖縄労働局雇用環境・均等室まで
電話：098-868-4380 FAX:098-869-7914

申 込 書

本紙にご記入いただきそのままFAXによりお申込みください。

申込先：沖縄労働局雇用環境・均等室

FAX：098-869-7914

○対象者：事業主又は企業の人事労務担当の方

※参加無料 申込みは先着順で定員になり次第終了します。

申込期限は、令和元年11月29日（金）

事業所名			
電話番号			
参加者氏名	※定員の関係上、参加人数については、1会場につき原則2名までとさせていただきます。		
参加希望 説明会日程	会場名	日時	参加希望 (○を記載 ください)
	【中南部会場】	令和元年 12月10日(火)	①10:00～12:00 ②14:00～16:00
		令和元年 12月17日(火)	③10:00～12:00 ④14:00～16:00
		令和元年 12月18日(水)	⑤10:00～12:00 ⑥14:00～16:00
		【北部会場】	令和元年 12月11日(水) 14:00～16:00
		【宮古会場】	令和元年 12月13日(金) 14:00～16:00
		【八重山会場】	令和元年 12月20日(金) 14:00～16:00